

勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当代理店の金融商品の勧誘方針を次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

1. 保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。
2. お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の習得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
3. お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
4. 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
5. 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。
6. お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
7. お客さまのご意見、ご要望を、商品ご提供の参考にさせていただきよう努めてまいります。
8. 万一保険事故が発生した場合には、保険金のご請求にあたり適切な助言を行うよう努めてまいります。
9. 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

当社推奨方針等のご案内

1. 当社の取扱保険会社

当社は、生命保険の販売に関して以下の生命保険会社の商品を取り扱っております。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
アメリカンファミリー生命保険会社
オリックス生命保険株式会社

当社は、損害保険の販売に関して以下の損害保険会社の商品を取り扱っております。

三井住友海上火災保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

2. 当社における推奨販売生命保険会社について

当社は、新規の第一分野保険商品、及び第三分野保険商品については、お客さまに対して適切な募集を行うため、保険金請求や日常サポート面でスムーズな連携が可能な以下保険会社の商品を推奨販売させていただいております。

なお、追加のご契約に関しましては、現在ご加入の保険会社を推奨しております。

第一分野保険商品	東京海上日動あんしん生命保険
	アフラック(アメリカンファミリー保険)

第三分野保険商品	アフラック(アメリカンファミリー保険)
	オリックス生命保険

3. 当社における推奨販売損害保険会社について

当社は、新規の自動車保険商品については、お客さまに対して適切な募集を行うため、事故対応や日常サポート面でスムーズな連携が可能な以下保険会社の商品を推奨販売させていただ

いており、両社の商品をご提案いたします。

自動車保険商品	三井住友海上火災保険
	東京海上日動火災保険

当社は、自動車保険商品以外の新規商品については、商品の推奨販売を行わず、商品特性や保険料水準などの客観的な基準・理由等の概要を明示し、お客さまの意向に合致する商品を選択の上ご提案いたします。

なお、更改のご契約に関しましては、現在ご加入の保険会社を推奨しております。

4. 当社における比較説明について

当社は、比較説明を行う場合、比較する商品について、その全体像や特性について正確にお客さまに示すなど、お客さまが保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を丁寧に説明します。

5. お客さまの誤認防止

当社は、「保険会社とお客さまとの間で中立である」とお客さまに誤解されないよう「公平・中立」との表示・説明はございません。

6. お客さまの意向の中に、保障期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、その他優先する事項がある場合

当該お客さまの他の意向に沿った保険商品の中から、当該お客さまが希望する保障期間等その他優先する事項に沿って合理的な絞込みを行った上で、絞り込んだ保険商品の提示・推奨理由をわかりやすく説明します。

例えば、保障期間として終身を希望されたお客さまに対しては「保険期間が終身の保険商品であること」、保険料や保険金額を一定金額以内としたいとの希望を提示されたお客さまに対しては「当該一定金額以下の保険商品であること」などを説明します。

7. お客さまの意向に基づかずに商品を絞込みまたは特定の商品をお客さまに提示・推奨する場合の提示・推奨理由の基準

(1) グループ親会社契約先の保険会社、および保険商品を提示・推奨する場合の理由

グループ内子会社が新たに管財物件を取得、または新たに補償を追加契約する際に、保険料を大幅に軽減できること

(2) 代理店手数料水準等が比較的高い保険商品を提示・推奨する場合の理由
手数料キャンペーン対象商品であること

(3) 売上件数が相対的に多い保険商品を提示・推奨する場合の理由
新聞、大衆誌等で販売実績上位(保険種類ごと上位5位以内に限る。)の人気商品として紹介されたこと

8. 代理店の権限

当社は損害保険および生命保険の代理店であり、損害保険契約の締結を代理および生命保険契約の締結の媒介をいたします。

9. 告知受領権の有無

当代理店は告知受領権を有しています。お客さまに告知いただいた保険申込書(告知書)の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になったり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。